

# 平成29年度 社会福祉法人百八会 事業計画

## 1 基本理念

「アイデンティティ(個人)の尊重 ~For you あなたのために~」

## 2 基本方針

- (1) 私たちは、全ての職種において基本理念の理解と実践に情熱をもって取組み、利用者様の権利と意思を尊重し、真の利用者中心のケアを提供します。
- (2) 私たちは、質の高い介護サービスを提供し、開かれた施設として地域の皆様が安心して地域で過ごしていただけるよう、信頼される施設を目指します。
- (3) 私たちは、常に日々の研修、研鑽に励み、技術と知識の習得に努めるとともに、地域の皆様に密着した安全で質の高い福祉サービスを提供します。

## 3 法人運営

理事会・評議員会の開催月および審議事項（予定）

6月 事業報告、決算他

11月 補正予算、中間事業報告他

3月 事業計画、予算他

※上記の他、必要に応じて開催する。

## 4 施設設備管理

施設設備については、平成28年熊本地震における被害が残っており、国庫補助等を活用し改修工事にとりかかる予定にしている。また、安全で清潔な環境を利用者に提供できるよう、住環境の整備を実施し、定期的な設備点検を心掛け、不具合のあった場合は迅速対応に努める。

## 5 地域福祉の推進と連携

社会福祉法人の使命を意識し、「こども避難の家」で子どもの安全確保に協力し、桜木東校区2町内と締結している災害時一時避難場所としての役割を果たし、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう地域に根差した事業運営を目指す。また、地域の行事（夏祭り、餅つき）やサロン、健康教室

等への参加を通じて、地域のニーズを把握し、地域住民やボランティアの方々等との交流を進め、地域との連携強化を図り、地域福祉の推進に努める。また、桜木東校区の小中学校から施設見学やナイストライ(職場体験学習)等を受入れ、子どもたちの福祉教育にも協力する。

## 6 広報

- (1) 地域住民向けの広報紙「地域交流紙さくら樹」を年4回発行する。見やすく、読みやすい紙面で、入居者（利用者）と地域を結ぶパイプ役となるように、施設の情報や地域の情報なども掲載し、より身近で親しまれる広報紙を目指す。
- (2) 法人運営の透明性確保のため、法人の現況報告開示や自己評価等の発信媒体として、インターネットを活用する。

## 7 職員の労働環境について

- (1) メンタルヘルス研修会の実施やストレスチェック、個人面談等により、職員の心の健康維持に努める。
- (2) 人事考課制度を導入することで、職員が仕事を通じて成長し、働き甲斐を実感できる職場づくりを目指す。

## 8 施設内研修について

平成29年度 施設内研修実施計画	
実施予定月	研修内容
平成29年 4月	消防設備について
5月	パワハラ・セクハラについて
6月	食中毒対策
7月	身体拘束・虐待
8月	事故防止
9月	救急法
10月	感染症対策
11月	メンタルヘルスについて

12月	接遇
平成 30 年 1 月	事故防止
2 月	個人情報保護
3 月	各部署・各委員会からの報告

# 平成 29 年度 特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹 事業計画

## 1 基本方針

- (1) 入居者様本位で、尊厳のある生活を守り、自立（自律）を目指した生活支援に努める。（A D L の維持・向上と高いQ O L の実現）
- (2) 入居者様が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努める。
- (3) 在宅・地域との連携により、必要なときに保健・医療・福祉のサービスの提供がスムーズに行えるよう努める。
- (4) 入居者様が快適で、自主性を尊重し、安心した生活が実現できるよう個別のケアプランを策定し、計画の達成に努める。
- (5) 専門性を高めるため、職員各自が自覚を持ち、自己啓発・自己研鑽に励み、ケアの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービス提供ができる人材の育成を目指す。

## 2 基本目標

- (1) 入居者様、ご家族に寄り添い、エビデンスに基づいた介護を行う。
- (2) 多職種との意見交換を活発に行い、入居者様の尊厳を尊重するケアが提供できるように協働する。

### 各ユニット等の目標

- (1) すずらんユニット  
感染防止を主体に環境整備の強化に努める。
- (2) なでしこユニット  
報告・連絡・相談を徹底し情報を共有する。
- (3) ゆりユニット  
初心に帰ってユニットケアを再確認する。
- (4) りんどうユニット  
一つ一つのケアについてスタッフ皆が根拠を説明できるようになる。
- (5) すみれユニット  
皆で情報を共有し、協力して統一したケアを提供する。
- (6) ひまわりユニット（ショートステイ）  
ユニット間との連携を図る。
- (7) 医務室
  - ①福祉施設職員の使命は入居者の生活支援であることを理解し、看護職として入居者一人ひとりに対して生活をアセスメントし、生活の場

における支援を行う。

- ② 入居者の複合的なニーズに対応するため、多職種と効果的に協働する。
- ③ 看護実践のための知識や技術の向上を図る。
  - ・日常生活を支援するための基本的なケア（摂食・嚥下ケア・褥瘡ケア・排泄ケア・生活機能維持のための援助）
  - ・急変時の対応
  - ・看取り期のケア
  - ・セーフティマネジメント（感染管理・介護事故防止と対応）
- ④ 協力機関病院（水前寺とうや病院）との連携を図り、入居者の健康管理に努める。

### 3. 研修計画

- 1) 研修会は多くのスタッフが参加できるように同じテーマを月に2回行う。  
時間は30分前後 日勤帯に行う。

担当はユニットスタッフ、機能訓練士、歯科衛生士、社会福祉士、看護師。

月	担当	テーマ
4月	医務室	感染管理
5月	すずらん	環境整備の方法
6月	社会福祉士	介護保険に関すること
7月	なでしこ	報・連・相の取り組み
8月	ゆり	ユニットケアの長所
9月	機能訓練士	機能訓練とレクレーション
10月	研修受講者	研修報告
11月	りんどう	情報を共有する方法と実績
12月	歯科衛生士	口腔ケア
H30/1月	ひまわり	連携した内容と方法・結果
2月	すみれ	協力・共有の方法
3月	福島	入居部の事業報告

### 4 日常生活支援

- (1) 入居者一人ひとりのケアプランに沿ったサービスの提供を行う。
- (2) ユニットの個性を生かした独自なケアの取り組みに努めます。
- (3) 入居者一人ひとりの小さなニーズを見逃すことなく、個性と生活のリズムを生かすケアと、入居者が相互に社会的関係を築くことを支援するケアに努める。
- (4) 入居者の重度化により、医療的ケアを必要とされる方が徐々に増加しつつある。できる限りごく普通の生活を送っていただけるよう看護

との連携を密にしていくとともに、技術的研修を積み重ね、質の向上を図り、緊急の場合、迅速に対応できる体制作りの確立に努める。

## 5 医療

生活支援型ケアプランの作成に積極的に参加し、入居者を第一とした看介護を行う。主治医との連携に努め、入居者、家族の医療ニーズを尊重する。また、協力医療機関の水前寺とうや病院、協力歯科医療機関のやけいし歯科と協力連携する。

## 6 行事・レクリエーション

入居者のニーズを反映したユニットの季節行事を中心に行う。レクレーション活動については、レクレーション委員を中心にして行い、入居者が選択して参加できるよう計画する。

## 7 機能訓練

機能訓練指導員の指導のもと、日常生活の中での機能訓練を進める。また、入居者自身の自立を支援し、意欲的に生活リハビリに取り組めるように努める

## 8 食事

- (1) 行事食や季節感のある食品を取り入れ、食事に寄せられる期待感を満足していただけるよう努力する。
- (2) 食習慣や嗜好に合った味付け・形態を工夫しながら、食のもつ意味、「健康保持」「疾病予防」「心身の自立への援助」など大切な目的を見失わないように気を付ける。
- (3) 入居者様一人ひとりの咀嚼力や嚥下力に応じた形態の食事や、食事量・食事時間を考量した食事を提供し、楽しく美味しく食べていただくことを心がける。

## 9 短期入所生活介護

在宅で生活されている要支援・要介護高齢者の自立（自律）へ向けての支援としてのサービス提供に努める。また、高齢者本人のみならず、介護家族への支援も踏まえたサービス提供に努める。ショート責任者とケアスタッフが一丸となり、サービスの提供にあたる。

- (1) 居宅介護支援事業所をはじめとして各サービス提供機関との連携のもと、一人ひとりのケアプランに即したサービス提供に努める。

- (2) サービスの提供にあたっては、親切・丁寧を旨とし、入居者又は家族に対し介護上必要な事項について充分な説明を行うとともに、入居者の同意を得て実施するよう努める。
- (3) 「施設と在宅の一元化」を目指し、必要に応じてモニタリング・評価・見直しを行い、状況に合わせたサービス提供を行えるように努める。
- (4) ショートステイの利用者確保のため、居宅介護支援事業所と連携し、スムーズな利用ができるよう努める。また、急な空床あった場合には、事業所へ連絡し、利用者確保に繋がるよう努める。

# 平成 29 年度 シルバーピアさくら樹通所介護事業所 事業計画

## 1 概要

(1) 事業所名称	シルバーピアさくら樹 通所介護事業所
(2) 所在地	熊本市東区佐土原 3 丁目 12-26
(3) 営業日	月曜日～土曜日（但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
(4) 営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
(5) サービス提供時間	午前 9 時 15 分～午後 4 時 30 分
(6) 利用定員	50 名

## 2 事業目的

通所介護事業所は、介護保険法第 8 条に定める居宅サービスを提供する事業所の一つである。当施設の提供する通所介護とは居宅要介護者等を当該施設に通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活上の援助ならびに機能訓練を行う事を目的とする。

また、介護予防通所介護に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の支援であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行う。

## 3 基本方針

- (1) 通所介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の個人の尊重に努める。
- (2) 事業にあたっては、利用者の存在する、市町村、居宅介護支援事業所、包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 当事業所は、厚労省令に定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規定に従った運営を行う。

## 4 事業内容

- (1) 生活支援

利用者一人ひとりの生活状況を把握し、センターの活動に楽しく参加出来るように、またセンター活動を通して安定した日々を生き生きとその人らしく暮らすことが出来るよう援助を行う。常時、利用者本人及び、家族の悩みや相談を受け入れ、かつ助言し、心身の安定を図る。

(2) 機能訓練

利用者のADLの評価を行い、個々の身体状況に応じてプログラム内容を策定し、個別的、あるいは集団で訓練を実施する。特に心身両面の機能低下を防止するために、様々な訓練を行い日常生活の維持向上に努める。またグループ活動におけるゲームや行事参加などに加えて運動療法、音楽療法を実施する。

(3) 養護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう配慮する。食事・食事・排泄の介助や利用者が自主性・積極性を自然に引き出せるような人間関係づくりを心がける。

(4) 健康チェック

体温・血圧・脈拍及び体重の測定を行い、全身の状態を観察し健康チェックを行うと共に、終始健状態に気を配る。また主治医や家族、担当ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の健康の維持増進に努める。

(5) 送迎

専用車両を使い、利用者宅の玄関から玄関までの送迎を行う。特にセンターでの送迎時には全職員で対応し安全と安心を図るとともに、更に笑顔での対応とする。

(6) 入浴

入浴は身体の清潔、血液循環の促進、新陳代謝の助長、気分を爽やかにするなどに加え、家族の介護負担軽減を図る上でも特に重要なサービスのひとつである。利用者の身体状況と希望に応じて一般浴、個人浴、機械浴の対応を行う。なかでもマンツーマンで安心してゆっくり入浴が楽しめる個人浴は、利用者の満足に大きく寄与している。

(7) 食事

個々の嗜好や健康状態に応じ、栄養の必要量をバランスよく盛り込み季節感あふれる献立（管理栄養士が作成）で個人の咀嚼能力（刻み食、トロミ食、ソフト食など）に応じ、その残存機能を少しでも改善あるいは保持できるような食事の提供と指導援助を行い、利用者やその家族との連携を密にし、食事前の嚥下体操、食事後の歯磨き指導を行う。また口腔内の観察を定期的に実施し、家族や担当ケアマネジャーと連携を図る。

## 5 その他の活動や行事

### (1) 機能回復訓練を目的としたレクリエーション活動の実施

レクリエーション活動については、利用者個々のニーズに合った内容を考えと共にグループ活動でより良い人間関係をつくりつつ、利用者の自主性・積極性を引き出す活動を行う。また、季節に合った料理や活動を行う。

### (2) カルチャー

利用者全体で行うものと個別に行うものと2通りに分けて、利用者の希望によりカルチャー活動に参加していただく。また、個別については、材料代を実費相当額として徴収する場合があるものとする。

### (3) ボランティアの受け入れ

地域の方の協力により、週に数回定期的に来ていただき、話し相手や外出の付き添い、日舞・民謡・唱歌・琵琶や三味線・大正琴演奏・尺八やオカリナ演奏・ギター演奏・フラダンス・囲碁・保育園の慰問、書道、絵手紙・折り紙・ちぎり絵の作品指導に来ていただくほか、毎週月、木曜日には、地域交流スペースにて喫茶さくらをオープンし中心になって対応して頂く。

## 6 職員の質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例する。資質の向上は、本来自己啓発が基本であるが、利用者へのサービスの低下がないよう、施設内外の研修には、極力多数が参加出来る用意努力する。また、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実に行い職員全員のものになるよう努力する。また施設の方針を明確に理解し、職分に応じた責務を万全に担い、共働できる人材の養成に努める。更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていく。

## 7 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。誰もが直面し得る人権課題として捉えるよりも、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められているため、今年度も高齢者虐待防止に全力で取り組んでいく。

## 8 平成29年4月から改正される介護保険制度に向けて

要支援のサービスが「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する。現在までに具体的な内容についての説明はないが、変更（改正）に伴う利用者や家族の不安や不満の声に対して、理解し納得できる説明が行えるよう、事業所でも研修会等参加し、情報収集を行う。

## 9 地域支援

次年度も引き続き近隣の地域で行われている高齢者のサロンや老人会へ参加し、血圧測定や健康相談、ゲームやレクリエーション、健康体操等を提供し地域との交流を図っていく。

山の内校区：1～4町内サロン

桜木東校区：サロン

健軍東校区：サロン、老人会

東町校区：東町団地サロン、榎町サロン、榎町老人会

尾の上校区：5町内サロン

※その他、桜木・秋津校区のサロンや貯筋運動に不定期で参加

## 平成 29 年度 年間行事計画

	行 事	行事食及び特別献立
4月	お花見・屋外活動	お花見弁当・セレクトメニュー
5月	母の日・菖蒲湯・屋外活動	セレクトメニュー
6月	父の日・屋外活動	セレクトメニュー
7月	七夕祭り・夏祭り・屋外活動	模擬店・セレクトメニュー
8月	屋外活動	バイキング・セレクトメニュー
9月	敬老会・屋外活動	お弁当・セレクトメニュー
10月	屋外活動	バイキング・セレクトメニュー
11月	文化展・屋外活動	寿司バイキング・セレクトメニュー
12月	クリスマス会・ゆず湯・屋外活動	クリスマスオードブル セレクトメニュー
1月	初詣・新年会・屋外活動	鍋料理・セレクトメニュー
2月	節分・屋外活動	恵方巻
3月	おひな祭り・屋外活動	ちらし寿司

※ 隨時 毎月誕生会・おやつ作り・パン作り（外部）

## 平成 29 年度 年間研修・会議 職員（新人）内部研修計画

4 月	・糖尿病について
5 月	・認知症について
6 月	・食中毒について
7 月	・脳卒中について
8 月	* 内容未定
9 月	* 内容未定
10 月	・感染対策について（インフルエンザ）
11 月	・感染対策について（感染性胃腸炎）
12 月	* 内容未定
平成 30 年 1 月	* 内容未定
2 月	* 内容未定
3 月	* 内容未定

- ※ 第 1 木曜日実施
- ※ 外部の研修については、隨時、翌月に復講を行う
- ※ 新人については、隨時行う
- ※ その他、利用者のカンファレンス、研究発表勉強会なども実施
- ※ \* 内容未定な月に関しては、検討し実施予定とする。

# 平成 29 年度 シルバーピアさくら樹訪問介護事業所 事業計画

## 1 基本方針

社会福祉法人百八会の訪問介護事業所は、次の基本方針をもとに事業運営に努める。利用者が安心してすこやかに生活していただける環境の提供を目指し、事業所と在宅・地域との連携を取りながら事業の推進を行なう。また、地域に根ざした、幅広いサービスの提供と法人施設全体のスケールメリットを生かした事業展開を行なう。

- (1) 利用者本位で尊厳のある生活を守り、自立を目指した生活支援に努める。  
(A D L の維持・向上と高いQ O L の実現)
- (2) 利用者が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努める。
- (3) 保健・福祉・医療の各関係との連携を蜜にし、サービス提供責任者と訪問介護員のサービスの質の向上を図る。
- (4) 専門性を高めるため、各自自覚をもち、自己啓発に努め、サービスの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービスが提供できる人材の育成を目指す。
- (5) 調理については、利用者一人ひとりの好みに合わせられるよう勉強し、支援していく。
- (6) 掃除等、家事については利用者の出来ないところの支援を行い、保有能力を活かせるように支援していく。

## 2 平成 29 年度の具体的計画内容

- (1) 社会福祉の基本理念に基づき、訪問介護支援の役割を認識・理解し、サービス提供責任者自ら介護専門職としての研鑽を行なうとともに、事業所全体の介護の質の向上を目指す。現在当事業としては東区サ責連携ネットワークづくり委員会の一員として活動中。  
⇒具体策①毎年、開催する「東区訪問介護サービス提供責任者の集い」  
平成 29 年 4 月 21 日（金）シルバーピアさくら樹にて開催

- ②毎年、開催する「熊本県介護サービス提供者研修会」  
平成 29 年 9 月開催予定「訪問介護事業所コンサルタント」  
～介護報酬の減額に伴い今考えるべき事～（仮タイトル）

(2) サービス提供責任者相互の連携、情報共有が円滑に行なわれ更に地域の医療・介護・福祉サービスの発展に寄与する。

⇒具体策①平成29年5月18日（金）19時～ 秋津市民センター  
「東区他職種連携開催・ヘルパーオペレーターとして参加」

具体策②平成29年7月20日（木）10時～ 東町校区にて講演  
「えのきふれあいサロン～住みやすい地域へヘルパーの役割」

(3) 訪問介護特定事業所加算Ⅱの算定要件を満たす為、定例勉強会を下記の通り実施する。

- 4月 総合事業移行についての理解を深める。各ヘルパーで一年間の目標を掲げプロの意識を高める。
- 5月 病気についての知識と正しい薬の飲み方。腰痛体操等を含む。
- 6月 介護保険上、ホームヘルパーの出来る事と出来ないこと
- 7月 救命救急講習開催（緊急・救急時対応の手段の検討）
- 8月 訪問介護接遇研修
- 9月 調理実習・嚥下障害に関わる調理実習など
- 10月 認知症を正しく理解する。
- 11月 動作介助・排泄介助など身体介護の手順
- 12月 感染予防
- 1月 メンタルヘルス勉強会
- 2月 リスクマネジメント
- 3月 各ヘルパーの一年間の目標達成などの自己評価

(4) 平成29年4月より「熊本市介護予防・日常生活支援総合事業」が始まり、熊本市の指定を受け、新事業をスタートさせる。当事業所においては平成29年2月時点で対象である要支援者数が47人、その方達と介護保険更新時期に新しい契約を結び、生活援助型訪問サービスの内容、サービスの見直しなど利用者へ説明し、ご理解をいただく。また、サービスの質を上げ、ヘルパーのモチベーション(意欲)向上のために、今年度は特に登録ヘルパーに研修参加を促し、従来型の訪問介護サービスにおける困難事例や認知症対応を学ばせ、適切なサービスが提供できるように試みます。

### 3 今後の目標

訪問介護事業所としてのヘルパーのサービスは常に利用者、家族、専門職との連携が必要だと考えられる。利用者一人ひとりが安心して快適に在宅生活が出来るように、さくら樹の理念に基づき、喜ばれる訪問介護支援を提供していきたい。実際、27年度より訪問介護特定事業所加算Ⅱの加算を新設できることで職員や登録ヘルパーの意識が高まり、個人のスキルアップにつながったが熊本地震による影響もあり新規利用者の確保が難しい一年であった。今年度はこの状態を開拓し、更に発展できるように「必要な時に必要なサービスを必要なだけ提供でき、地域の方に安心して利用して頂き、喜ばれる訪問介護事業所」を目指していきます。

# 平成29年度 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所 事業計画

## 1 事業目標

- (1) 熊本市は平成29年4月より介護保険サービスだった要支援のサービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する。変更に伴い利用者や家族の不安や不満の声に対して、理解し納得するように説明が行えるよう、事業所でも研修会等参加し、情報収集を行う。
- (2) 高齢化が進み、必要とされる医療の内容は「病院完結型」から、地域全体で治し支える「地域完結型」にかわらざるを得ない。次世代への負担が過大にならないように、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」という大きな流れの中で、地域包括ケアシステムや地域ケア会議が果たす役割を理解し、取り組んでいく。
- (3) 地域の自治会や老人会などを通して、地域の方々の介護予防・健康増進に務め、同時に要介護認定を受けられた利用者及び家族の生活を支援し、在宅介護をはじめとした総合相談に応じるよう努めていく。また福祉サービスの提供及び社会資源を有効活用出来るよう、市町村保険者、地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービス提供機関との連絡調整を行っていく。

## 2 事業内容

- (1) 利用者が、可能な限り在宅で日常生活が送れるようにケアマネジメントを行う。
- (2) 利用者のみならず、在宅介護に関する相談業務全般を行っていく。
- (3) 利用者の心身の状況、生活環境に応じて、利用者のニーズに適応したサービス利用が行えるようにケアプランを作成する。
- (4) 医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう各サービス事業者、介護保険施設、介護福祉施設との連携を密に図っていく。
- (5) 地域の方々の介護予防、健康増進に努める。
- (6) 介護支援専門員として、より高い知識を身につけるために、自己研鑽に努めていく。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例の相談があった場合は、できる限り早急に問題解決に向けた対応を図り、必要な介護サービスが提供できるように努める。

## 平成 29 年度 研修実施計画

- 1 包括・居宅合同連絡会（3ヶ月に1回）
- 2 居宅その他の研修会、勉強会の参加計画
- 3 困難事例検討会（月1回）
- 4 主任介護支援専門員フォローアップ研修（年1回）
- 5 熊本市居宅介護支援専門員事業者協議会研修会（年3回）
- 6 熊本県がん診療連携協議会緩和ケア部会
- 7 サービス事業者主催の研修会
- 8 地域ケア会議研修会
- 9 施設内研修会（月1回）
- 10 介護支援専門員更新研修